医 療 費 (66)(67)

(66) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

(00) 区僚員に保	る国の負担が不当と認められるもの
会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
	(項)生活保護等対策費
	(項)障害保健福祉費
	(項)感染症対策費
部 局 等	厚生労働本省、8厚生(支)局(指導監督庁)、17道県
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第
	192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生
	活保護法(昭和25年法律第144号)、感染症の予防及び感染症の患者に
	対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生
	活保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	等に基づく医療
実 施 主 体	全国健康保険協会、道、県4、市79、特別区5、町25、村7、国民
	健康保険組合 4、後期高齢者医療広域連合 26、計 152 実施主体
医療機関数	61 医療機関
過大に支払われ ていた医療費に	
係る診療報酬項	
	10 OLE III (TER OF FEB. A THO FEB.)
過大に支払われ ていた医療費の	
件数	
過大に支払われ ていた医療費の	
額	
不当と認める国 の負担額	149,334,941 円(平成 28 年度~令和 3 年度)
* /只是限	

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担 医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

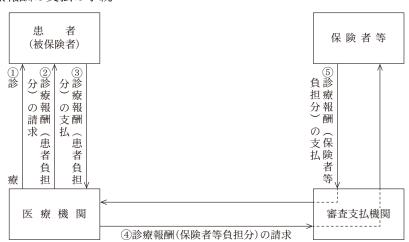
- ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療
- イ 医療保険制度の一環として、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療
- ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和25年法律 第144号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号。以下「感染症法」という。)等に基づき被保護者、新型コロナウイルス感染症患者 等に対して行う医療

(2) 診療報酬

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関に診療報酬として支払う。

診療報酬の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



ア 診療を担当した医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等により、入院基本料、入院基本料等加算、検査料、リハビリテーション料等の区分ごとに定められた所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関は、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬(以下 「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各 法に係るものは各保険者に、また、生活保護法、感染症法等に係るものは都道府県又は 市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

- (ア) 医療機関は、診療報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。
- (イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関 ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及 びレセプトを各保険者等に送付する。
- ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金 額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

- ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域 連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が 次のように負担している。
 - (ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。
 - (イ) 国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援 金に要する費用の額の一部を負担している。
 - (ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。
- イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.4%までを、それぞれ負担している。
- ウ 生活保護法、感染症法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、平成25年度以降毎年度40兆円を超えている。また、高齢化が急速に進展する中で、国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合は上昇傾向となっている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、6厚生(支)局及び11県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の関係資料により会計実地検査を行うとともに、6厚生(支)局及び7道県から同様の関係資料の提出を受けるなどして検査した。そして、疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び道県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 6厚生(支)局及び7道県は、会計実地検査を行った6厚生(支)局及び11県のうちの4厚生(支)局及び1県と重複している。

(3) 検査の結果

検査の結果、17 道県に所在する 61 医療機関の請求に対して 152 実施主体において、28 年度から令和 3 年度までの間における医療費が、18,017 件で計 385,686,569 円過大に支払 われており、これに対する国の負担額 149,334,941 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目	実 施 主 体 (医療機関数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額
		件	千円	千円
①入 院 基 本 料	46 市区町等 (17)	3,161	163,822	64,367
②リハビリテーション料	53 市町村等 (21)	5,026	121,165	47,822
③入院基本料等加算	39 市町等	1,997	67,191	24,679
④検 査 料 等	46 市町村等 (8)	7,833	33,505	12,466
計	152 実施主体	18,017	385,686	149,334

- 注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額 な診療報酬項目で整理した。
- 注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目の実施主体数を合計したものとは一致しない。
- 注(3) ④検査料等には、検査料のほかに、初診料・再診料、処置料及び在宅医療料を含む。 このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。
 - ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関から不適正と認められる医療費の請求 があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと
 - イ 地方厚生(支)局及び道県において、医療機関に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目の別に、その算定方法及び 検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料

算定基準等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、11 道県に所在する 17 医療機関において、入院基本料等の請求が不 適正と認められるものが 3,161 件あった。その態様は、療養病棟入院基本料に定められ た区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算 定していたものである。

このため、上記3,161件の請求に対して、46市区町等において医療費が計163,822,936円過大に支払われており、これに対する国の負担額64,367,358円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等からそれぞれ180日、150日、120日又は90日(以下「標準的算定日数」という。)以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、標準的算定日数を超えて算定することができることなどとされている。

また、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び廃用症 候群リハビリテーション料を算定する際に、介護保険の要介護被保険者等である対象患 者に対して、必要があって標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った場合に は、所定の点数より低い点数を算定することとされている。

検査したところ、8 道県に所在する 21 医療機関において、リハビリテーション料等 の請求が不適正と認められるものが 5,026 件あった。その主な態様は、次のとおりであ る。

- (ア) 標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象 患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数でリハビリ テーション料を算定していた。
- (イ) 治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者に該当していないのに、標準的算定日数を超えてリハビリテーション料を算定していた。
- (ウ) 対象患者に該当しないのに、リハビリテーション料を算定していた。

このため、上記5,026件の請求に対して、53市町村等において医療費が計121,165,937円過大に支払われており、これに対する国の負担額47,822,098円は負担の必要がなかったものである。

ウ 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算については、厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態にある患者に対して、1日につき所定の点数を算定することとされている。

また、入院基本料等加算のうち、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための専用病床に入院する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者に対して算定する救急医療管理加算1については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数を算定できることとされている。ただし、中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を15日目以降も算定できることとされている。

検査したところ、8道県に所在する15医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが1,997件あった。その主な態様は、次のとおりである。

- (ア) 厚生労働大臣が定める超重症の状態又は準超重症の状態に該当しない患者に対して、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を算定していた。
- (イ) 継続的な診療が必要とは判断されていない新型コロナウイルス感染症患者に対して、15日目以降も救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数を算定していた。

このため、上記 1,997 件の請求に対して、39 市町等において医療費が計 67,191,824 円 過大に支払われており、これに対する国の負担額 24,679,263 円は負担の必要がなかったものである。

工 検査料等

算定基準等によれば、検査料のうち、微生物核酸同定・定量検査等の検体検査料等については、それぞれの検査の種類ごとに所定の点数を算定することとされている。そして、新型コロナウイルス感染症患者であることが疑われる者に対し、診断を目的としてSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出を実施した場合は、診断の確定までの間に、所定の点数を1回に限り算定することとされている。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、新型コロナウイルス感染症以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、所定の点数を更に1回に限り算定できることとされている。

検査したところ、5 道県に所在する8 医療機関において、検査料等の請求が不適正と 認められるものが7,833 件あった。その主な態様は、新型コロナウイルス感染症患者で あることが疑われる者に対し、算定が認められる回数を超えて SARS - CoV - 2 (新型コ ロナウイルス)核酸検出の所定の点数を算定していたものである。

このため、上記 7,833 件の請求に対して、46 市町村等において医療費が計 33,505,872 円過大に支払われており、これに対する国の負担額 12,466,222 円は負担の必要がなかっ たものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関の所在する道県別に示すと次の とおりである。

道県	名	実 施 主 体 (医療機関数)	過大に支払われていた医療 費の件数	過大に支払われていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
北 海	道	21 市町村等 ⁽¹¹⁾	3 , 160	_{千円} 106 , 280	^{千円} 41 , 351	1234
岩 手	県	24 市町村等 (3)	2,736	8,616	3,755	14
秋 田	県	4 市町等 (2)	368	29,775	11,792	1
茨 城	県	21 市区町等 (4)	413	15,338	6, 040	13
千 葉	県	8 市等 (1)	510	25,681	9,350	2
山 梨	県	5 市等 (2)	212	7,484	2 , 685	13
長 野	県	4 市等 (3)	206	14,365	5 , 410	13
三 重	県	9 市等 (3)	1,162	6,427	2,398	14

	道	県	名	実 施 主 体 (医療機関数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘	要
第 3 章	和	歌山	県	6 市町等 (3)	件 430	^{千円} 14 , 847	^{千円} 5 , 568	23	
	山	П	県	11 市等 (6)	4,415	15,839	5,960	234	
第 1 節	香	JII	県	1 広域連合	122	16,232	6,092	1	
第6 厚生労働省	愛	媛	県	4 市等	91	3,002	993	3	
	高	知	県	4 市等 (3)	373	11,807	4,573	23	
	熊	本	県	18 市町村等 ⑴)	2,311	57,208	22,108	124	
	宮	崎	県	5 市等 (1)	352	19,880	7,798	1	
	鹿	児島	県	7 市等 (4)	646	14,187	6,520	12	
	沖	縄	県	16 市町村等 (2)	510	18,711	6,935	2	
		計		152 実施主体 (61)	18,017	385,686	149,334		

注(1) 計欄の実施主体数は、道県の間で実施主体が重複することがあるため、各道県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から④までは、159 ページの 2(3)の検査の結果の診療報酬項目の別に対応している。